

平成 30 年 11 月 24 日

一般社団法人 全麵協正会員 特別個人会員

素人そば打ち関係各位

手打ちそば仲間倶楽部
代 表 小笹富貴子

第 8 回素人そば打ち三段位技能審査名古屋認定会への出場依頼について

向寒の候、全麵協正会員様、個人会員様、特別個人会員様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご支援、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

素人そば打ち三段位技能審査名古屋認定会は、全麵協及び中日本支部関係各位の、深いご理解とご支援、ご協力の下で「第 8 回素人そば打ち三段位技能審査名古屋認定会」を迎える運びとなりました。

一般社団法人全麵協の「素人そば打ち段位認定制度基本要綱」「素人そば打ち段位認定制度審査基準規程」に基づき、三段位の技能審査会を開催いたします。

皆様におかれましてはご多忙中のところ恐縮ですが、出場募集に関する件について、特段のご配慮と、ご周知をお願い申し上げます。

第8回素人そば打ち三段位技能審査名古屋認定会実施要項

1. 開催趣旨

近年そばを含む「和食」がユネスコ無形文化遺産として登録をされ関心が高まり、高齢化社会を迎えて、生涯の健康を強く要求され、又「そば打ち」が高尚な趣味と生涯学習とされている昨今です。

本大会は地域間のそば打ちの技術向上と交流及び、そばの食文化の普及を図ると共に、次世代につなぐ、そば打ち愛好者の方々とのコミュニケーションの機会となる様に、一般社団法人全麵協素人そば打ち段位認定制度基本要綱に基づいて「素人そば打ち段位認定制度」を実施します。

2. 大会の位置付け

一般社団法人全麵協が定める「全麵協素人そば打ち段位認定制度審査基準規程」に基づき「三段位」の認定大会を実施します。

3. 主催

手打ちそば仲間倶楽部

4. 共催

一般社団法人全麵協 中日本支部

5. 後援

一般社団法人全麵協

(株)大熊商店、(株)そばの坂本、三井堂(株)、みなみ製粉(株)、(株)三州みりん、伸己工房

6. 協力

そば打ち愛好会・同好会

7. 開催日時

平成31年3月21日(木)祝 午前9時00分～午後4時30分

8. 受付時間

午前9時00～9時20分

9. 開催場所

名古屋市中企業振興会館 第2ファッション展示場西

〒464-0856 名古屋市中区千種区吹上2丁目6番3号 Tel 052-735-2111

(例年9階展望ホール会場でしたが耐震工事中の為第2ファッション展示場西の会場になります。)

10. 募集人数

三段位48名

先着順と、前年度三段位技能審査名古屋認定会で受験された方は優先的に受け付けます。

受験可否については、受付順に封書にて通知いたします。13(2)申し込み期限及び通知の期限前に募集人数に足した場合は通知致します。

11. 受験資格

(1) 手打ちそば愛好者で、そば打ちを職業としていない者であり、二段位認定後一年以上経過している者。

(2) 再受験までの期間

一年間以上経過していること。ただし15日の不足は認める。

(3) 重複応募の禁止

「重複応募」を禁止し発見した場合は応募しているすべての「段位」認定の受験を無効とする。この間の受験料は返却しないものとする。

(4) 28年度より、全麵協会員・会費制度改正に伴い受験希望者は、正会員所属個人会員又は、特別個人会員の方に受験資格があります。

受験希望者でまだ個人会員、特別個人会員登録をお済でない方は、個人会員、特別個人会員加入の事前登録手続きと同時に、個人会員として納入基準額 2,000 円、特別個人会員として納入基準額 5,000 円の納付をお願いします。(素人そば打ち段位認定基本要綱第 6 条の 2 参照)

ご不明な点については全麵協本部事務局 (03-3512-7112) にお問い合わせください。

1 2. 段位認定基準

一般社団法人全麵協に定める「素人そば打ち段位認定制度審査基準規程」に基づきます。

1 3. 申込み方法

別紙審査申し込みに必要な事項を記入のうえ申し込みください。(捺印を忘れないでください。)

(1) 申込み先 〒463-0051 名古屋市守山区小幡太田 1-8

アーバンラフレ小幡 5-1108 小笹 富貴子

(2) 申込み期限及び通知 平成 30 年 11 月 26 日から平成 30 年 12 月 27 日迄 (消印有効)

結果については、受付順に封書にて通知いたします。

1 4. 段位認定

段位認定者に認定書交付いたします。受験者に全員に成績表をお渡しいたします。

1 5. 受験料、認定料

(1) 受験料

10,000円

キャンセルした場合の受験料は返納しません。他の受験者に権利を譲渡することもできません。

(2) 認定料

12,000円

技能審査に認定を受けた方は、上記認定料を全麵協に納入することにより段位認定証が交付されます。

1 6. 個人情報管理

参加者の個人情報は、大会のご案内、連絡、全麵協段位認定登録及びプログラムの掲載に限って使用させていただきます。又大会長の厳正な管理のもと保管致します。

1 7. 主催者が用意するもの

- ・そば打ち台 (横 120cm×長さ 106cm×高さ 75cm)
- ・こね鉢 (外径 540mm×内径 500mm×132mm)
- ・ふるい (40目又は 32メッシュ、外径約 24cm)
- ・生舟 (プラ製容器外寸縦 28cm横 38cm高さ 5cm、内寸縦 27,5cm横 37cm、高さ 4,5cm) 2個

1 8. 受験者が用意するもの

・包丁、きり板、こま板、のし棒、掃除道具一式、踏み台 (使用される方は各自持参)

1 9. その他

主催者からのお願い

- (1) 打ったそばは保冷バック又は保冷ボックスにて受験者でお持ち帰り下さい。
- (2) 宿泊を希望されます方は各個人にて、ご手配をお願い申し上げます。
- (3) FAXでの応募はご遠慮ください。

2 0. そば粉について

(1) 練習用としてのそば粉が必要な方は、技能審査申込書受け付け後に承ります。

(注文を受付後から石臼挽きでそば粉を挽きます。納期までにお時間を頂きます。

ご理解ください。) ご不明な方は、お問い合わせください。

申込書送付先及び問合せ先

〒463-0051

名古屋市守山区小幡太田1-8

アーバンラフレ小幡5-1108

大会長 小笹 富貴子

Tel 090-2134-1272

FAX 052-799-6054

素人そば打ち三段位技能審査名古屋認定会申込書

(申込書は、黒ボールペン、万年筆でご記入ください。鉛筆で記入後のコピーでの申込書は受け付けません)

ふりがな 氏名			受験段位	三段位	
所属団体	個人会員・特別個人会員		認定済 の 段位	認定期日：平成 年 月 日	
代表者名	印 個人会員の方は所属団体印又は、代表者印を捺印 特別個人会員の方は捺印不要			受験場所： (例16名古屋001) 認定番号：	
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)		性別	男・女	
75歳以上の 受験者	そば粉の量(そば粉1,000g、つなぎ200g)を希望するか、しないか(いずれかに○印) 希望する 希望しない				
住所	〒 ー 都道府県 郡市区				
前回 受験調査	平成 年 月 日 不合格 回(不合格の場合回数をご記入ください) 選漏れ・始めて(いずれかに○印) 受験地				
道具用意 の有無	こね鉢・ふるい 主催者側で用意します		切り板・こま板・のし棒・包丁・そうじ道具、踏み台 上記の道具は各個人でご用意をお願いします		
職業					
電話			FAX		
携帯電話			E-mail		
そば打ち のプロフ ィール	(そば打ちのきっかけ、活動状況、研鑽方法等)				
その他	(地域での活動状況、今後の抱負等)				
特記事項	(身体について審査員に対し特に申告事項がありましたら記入をお願いします。例右耳難聴)				

記載事項につきましては、個人情報保護の観点から(全麵協・段位認定関係)のみに使用します。

私は、そば打ちを職業としない素人であることを誓い、全麵協「段位認定審査基準規程」と「段位認定制度施行規則」を熟知した上で、上記のとおり「素人そば打ち段位認定」の受験を申し込みます。素人そば打ち段位認定制度基本要綱第5条「素人の定義」を参照のこと

平成 年 月 日 氏名 印(自筆)

素人そば打ち段位認定制度基本要綱

平成30年4月1日改正

第1条 目的

この要綱は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という。)が実施する素人そば打ち段位認定制度(以下「段位認定制度」という。)に関し、その円滑な運営を図るため、基本的必要事項について定めることを目的とする。

第2条 段位認定制度の趣旨および目標

「そば」は我が国の長い歴史と地域の食文化の中で生まれ、全国のふるさとを代表する食物として日本人の日常生活の中で脈々と受継がれている。更に、この度、そばを含む「和食」がユネスコ無形文化遺産として登録され関心が高まりつつあるとともに、この伝統的な「手打ちそば」の文化は、「安全で健康な食品の志向」、「手作り文化の復活」、また、中高年齢層を中心とした人たちが「余暇を有効に活用するための趣味」として、全国的な広がりが見られる状況である。全麵協は、この気運を更に発展させるため、そば打ちを職業としない「素人」を対象に「そば打ち技能の習熟度」、「そばの普及活動による地域振興の貢献度」、「そばに対する取組み姿勢や態度」、「そばに関する知識の習得度合」等を審査し、全麵協の定める基準に基づき「段位」を付与する制度を制定した。この制度は全麵協の目的であるそばを通じの人間形成を目指し、心豊かで潤いのある生活の実現を図るとともに、地域活性化に取り組む各種団体と連携し、相互扶助と協働精神に基づいたそばによる地域振興を進めることに寄与し、そばに親しむ人が、いわゆる「そば道」を極めることを目標とするものである。

第5条 素人の定義

- 1 段位認定制度に於いて、「素人」とは「そばの専門家でなく、それを職業としていない者」とするが、次の各号に定める事項は「素人」と認定するものとする。
 - ① 前条第2項第1号に定める「全麵協認証そば教室」でそばに関する知識、技術の指導を行い相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
 - ② 全麵協が開催するそば博覧会のそば打ち体験教室等でそばに関する知識、技術を指導し相応の手当等の支給を受けても「素人」と認定する。
 - ③ 地方公共団体又はこれに準ずる団体の施設(道の駅、公民館等)においてそば打ち体験教室等を開催し、そばに関する知識、技術の普及に努めたと認められる場合には日当等の支給を受けても「素人」と認定する
- 2 段位認定者が前項各号の一に該当するときは、様式第3号「素人承認届」を、全麵協会員を通じて全麵協事務局に提出しなければならない。

この承認届を受理した全麵協事務局は、段位認定部会に報告し、その経緯を明らかにしておかなければならない。
- 3 前2項に関わらず素人そば打ち段位認定制度の目的から見て「素人」であるか否かの判断で、疑義が生じたときは、事業部において検討し判断するものとする。ただし、重要な事案については、理事会に報告するものとする。

第6条 段位認定会の受験資格

- 1 「段位認定審査初段位認定会」は「何人」も受験することができる。ただし段位認定者は、地域におけるそばの活動等を行う指導者としての役割が求められていることから、最少対象年齢を「13歳」とする。

- 2 二段位以上の段位認定会を受験する者は、全麵協定款に基づき制定された会費納入規程の定めにより、全麵協正会員の年会費に個人会員として年間の納入基準額 2,000 円を、正会員団体に所属していない者は特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納付していなければならない。ただし高校生以下の学生は全麵協正会員団体に所属おらず納入基準額 2,000 円を納入していない者又は会費納入規程第 2 条第 3 項に定める特別個人会員としての納入基準額 5,000 円を納入していない者であっても受験することができるものとする。

素人そば打ち段位認定制度審査基準規程

平成30年4月1日改正

第1条 目的

この規程は、一般社団法人全麵協(以下「全麵協」という)素人そば打ち段位認定制度 基本要綱(以下「基本要綱」という)第7条に基づき「素人そば打ち段位認定制度」(以下「段位認定制度」という)の実施に関する実施基準及び実施方法について定めることを目的とする。

第2条 段位認定審査実施要領

段位認定審査は、初段位から三段位までは技能審査を、四段位は書類審査及び技能審査を、五段位は一次審査、筆記試験、意見発表及び技能審査を行う。

1 技能審査

技能審査は、水回し、こね、のし、切りの4工程と事前準備、衛生並びに服装検査、事後の後始末状態について、本審査基準規程第4条に定める「段位認定 技能審査基準」(以下「審査基準」という)及び別表に定める「技能審査チェック項目」等により審査する。

① そば粉の量

技能審査で使用する「そば粉」と「つなぎ粉(小麦粉)」の重量は、審査基準規程第4条のとおり審査する段位により定める。

② 審査で使用する道具

技能審査で使用する道具類は、手打ちにより製麺するものとするが、地域性を考慮し判定する。ただし、「半自動送りの包丁」など手打ちを補助するための道具は認めない。

認定会審査時に使用される用具類は、段位認定会主催者(以下「主催者」という)が用意するものとするが、包丁、切り板、こま板、麺棒等の小間物は、受験者が持参して使用することができる。

ただし、段位認定会主催者が用意する木鉢については、外径約54cmのもの、ふるいについては、網目40目又は32メッシュで外径約24cmのもので、木鉢、ふるいとも全麵協が統一した規格のものを使用するものとする。

③ 審査で使用する材料

審査で使用する材料は、段位認定会主催者が用意する「そば粉」「つなぎ粉(小麦粉)」及び「水」の3点とし、これ以外の材料は認めない。

④ 審査の所要時間

技能審査の所要時間は、開始の合図があってから終了の合図があるまで40分間とする。

ただし、この時間を若干超過して終了した場合でも失格とせず採点を行うものとする。

なお、開始前の手洗い、衛生、服装検査、終了後の後始末検査に要した時間は、この時間内に含まれない。

⑤ 切り幅

切り幅は、おおむね1.5mmから2.0mmを基準とし、地域の特色を考慮するものとする。

「切り揃え率」及び「つながりの長さ」は、本審査基準第4条の段位別に定める基準により判定する。

⑥ 姿勢

認定審査会におけるそば打ちの姿勢は、地域の特色を考慮して立つ、座る等の打ち方は問わないが、その姿勢、態度に品性があるかどうかについて判定する。

⑦ その他

食品衛生の観点から、爪、頭髪の手入れ、衣服の品性、清潔感等についても審査するほか、作業中のそば粉等のこぼれ、道具、衣服、身体の汚れ方、道具の後始末の状態についても審査判定する

第3条 段位別受験資格等

実施要綱第6条に基づき段位別受験資格、再受験までの期間及び受験の条件等は、次のとおりとする。

1 段位別受験資格

三段位

基本要綱第6条第2号に定める要件を満たしており二段位に認定後1年以上経過している者は、受験することができる。

2 受験資格期日の算定基準

① 受験資格の経過年数は、段位認定会の実施日を基準とする。

② 受験資格で上位段受験の経過年数で15日間以内の日数不足までは、期間を満たしているものと認める。ただし、定期的に実施される段位認定会において、開催日程により、これによりがたいときは段位認定部と協議するものとする。

3 再受験までの期間

認定会において不合格になった場合は、「審査結果」を参考にして研鑽・練習を積むことが必要であり、その期間として再受験までの期間として次の通り設定する。この期間に満たない場合は、段位認定会を受験することはできない。

該当段位	再受験期間
初段位	2か月以上
二段位	6か月以上
三段位	1年間以上

5 重複応募の禁止

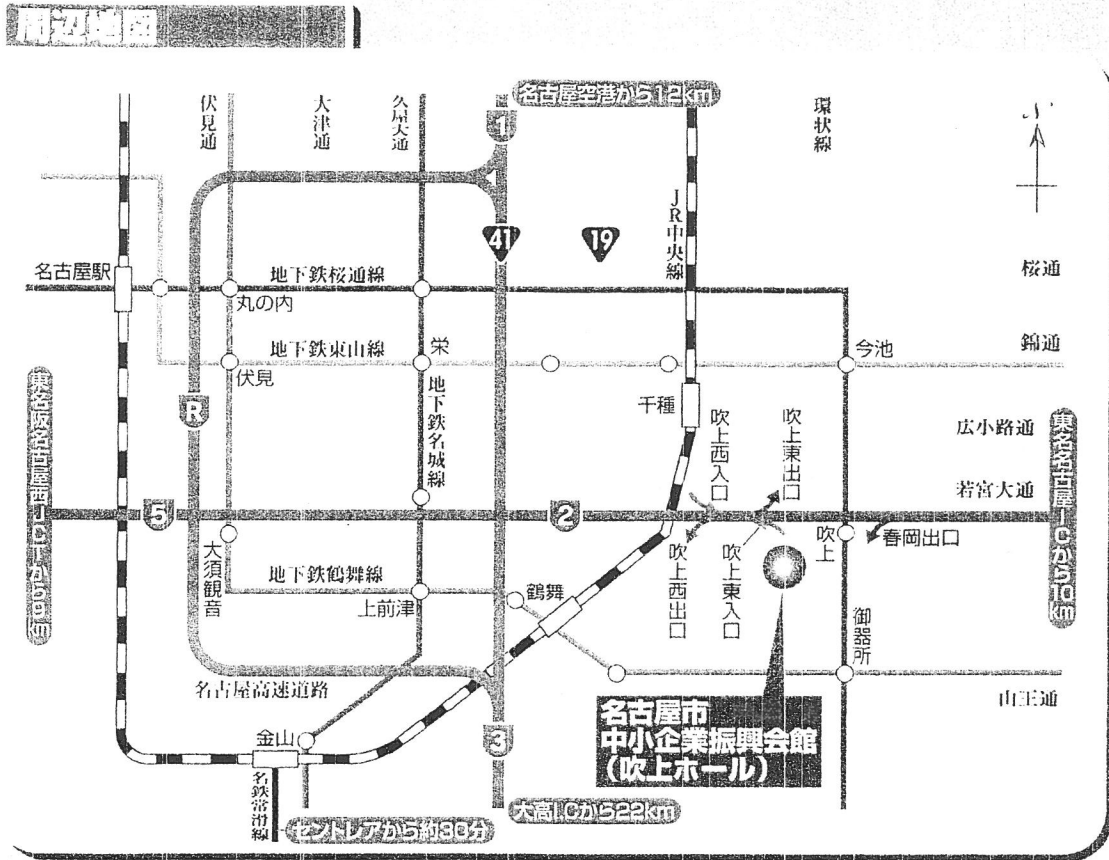
多くの受験希望者に受験機会を公平・公正かつ平等に与えるため、複数の「段位認定会」に重複して応募する「重複応募」は禁止する。これが発覚した場合は、応募したすべての「段位認定会」の受験を無効とし、納付した受験料は返却しないものとする。

第4条 段位認定技能審査基準

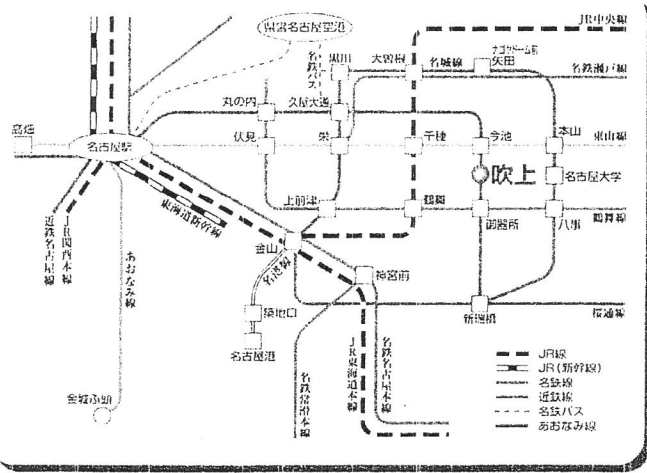
三段位

そば粉の量は1,500g(そば粉1,200g、つなぎ粉300g)とする。ただし年齢が75歳以上で本人が希望する場合は1,200g(そば粉1,000g、つなぎ粉200g)とすることが出来る。

- ① そば打ちが40分以内に終了している。
- ② そばの切揃え率が90%以上である。
- ③ そばを持上げても25cm位につながっている。
- ④ 打つ姿勢が非常に堂々として落着いている。
- ⑤ 周囲へのそば粉のこぼれがなく、道具や衣服、身体の汚れが全くない。
また、道具の始末が完璧にできている。



公共交通機関



高速道路



公共交通機関

所要時間 12分	名古屋駅	地下鉄桜通線	吹上駅
			下車「5番出口」より徒歩5分
所要時間 10分	名古屋I.C	東名阪道 → 高針JCT → 名古屋高速	春岡I.C降車
所要時間 10分	小牧I.C	名古屋高速	吹上東I.C降車
所要時間 15分	名古屋西I.C	名古屋高速	吹上東I.C降車
所要時間 10分	名古屋南JCT	名古屋高速	吹上東I.C降車

自動車

名古屋市
中小企業
振興会館